

令和3年 第13回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 26

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和3年8月25日（水） 午後3時00分

場 所 川西市役所 庁議室（オンライン会議）

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第25号	令和3年度川西市一般会計補正予算について	
5	議案第26号	川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第27号	川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第28号	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案第29号	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

○ 出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員            服 部       保  
(教育長職務代理者)

委            員            坂 本    かおり

委            員            治 部    陽 介

委            員            佐々木    歌 織

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こ ども 支 援 課 長 （留守家庭児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 25	令和3年度川西市一般会計補正予算について	3.8.25	3.8.25	可 決
議案 26	川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	3.8.25	3.8.25	可 決
議案 27	川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	3.8.25	3.8.25	可 決
議案 28	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	3.8.25	3.8.25	可 決
議案 29	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3.8.25	3.8.25	可 決

[開会 午後3時02分]

石田教育長 それでは、少し遅れましたけれども、只今より令和3年第13回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

本日は、緊急事態宣言期間中であることから、オンライン会議にて開催いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。  
服部教育委員、入室確認をお願いいたします。

服部委員 はい、入室しました。

石田教育長 坂本委員、入室確認をお願いいたします。

坂本委員 はい、入室しました。

石田教育長 治部委員、入室確認をお願いいたします。

治部委員 治部、入室しました。

石田教育長 佐々木委員、入室確認をお願いいたします。

佐々木委員 はい、佐々木、入室いたしました。

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。

本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長 本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。

(的場)

本日は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として、3密を避けるため、議題に関係する職員のみが出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長           これより日程に入ります。  
                          日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長           では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第11回定例会及び第12回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長  
(的場)                それでは、令和3年第11回定例会の議事録につきましてご説明申し上げます。  
                          まず、第11回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして調製させていただいております。  
                          また、第12回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。  
                          最後に、署名委員の署名ということで、第11回の署名委員の署名については坂本委員、佐々木委員に、第12回については坂本委員、治部委員に後日ご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
                          以上でございます。

石田教育長           説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長           それでは、お諮りいたします。第11回定例会及び第12回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。  
  
                          (「異議なし」の声)

石田教育長           ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長           では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。その前に昨日の教育委員協議会で検討、意見をいただきました2学期からの学校運



営についてということで報告と意見交流をお願いしたいと思っています。  
まず、教育推進部長から説明をさせていただきます。

教育推進部長  
(中西)

それでは、私のほうから概略のほうをお伝えさせていただきます。  
内容につきましては、主に夏季休業期間の変更等になります。小中学校の夏季休業期間を8月31日まで延長しまして、9月1日を2学期の始業式といたします。子どもたちの学びを保障し、学びを止めないために、教育活動を工夫しまして、8月27日から2学期を開始するというように準備をしまいましたが、市内におきましても、子どもたちの感染が大きく増加している状況にありまして、一部の学校で臨時休業となったり、保育所でも一部臨時休所となる状況にあります。今後、さらに感染拡大が懸念される中で、感染不安を含めて、様々な理由で登校できない子どもたちにも学びを保障する必要があると考えております。このために、対面授業とオンライン授業の併用という形で、オンライン授業につきましても出席扱いとしたいと考えております。

夏季休業期間を延長した期間におきましては、各学校でオンライン学習の環境を整える期間としております。発達段階によってですとか、また教科によりましては、オンライン学習のレベルというのは様々である場合がございますが、こういった取組を進める中で、よりよい形に変えていきたいというふうに考えております。

概要は以上でございます。

石田教育長

今、教育推進部長のほうから説明がありました。私のほうで少し補足させていただきますと、夏季休業中にも児童生徒及び幼児等の感染については報告を受けています。ただ、その多くは家庭内での感染がほぼ大部分でありまして、それぞれの学校園所で子ども同士で大きく感染したということは今現在ではそういう報告は受けておりません。

ただ、今後、学校が再開するに当たって、子ども同士の感染や子どもから保護者への感染を不安に思われる保護者が一定意見をいただいているということ、また今後、学校で感染が認められて臨時休業等を行ったときにオンラインによって学習支援を進めていく必要があるのではないかということ、これは昨年度もその方式で行っておって、今年3月にはその通信状況の確認などを各学校でしていただいているのですけれども、改めてそのオンライン学習を進めていく環境整備を進めていくということで、この3日間をその調整の期間に充てているということです。

一応、市長部局等ともご意見をいただきながら教育長としていろいろ考

えたところですが、それについての意見とか考えがありましたらお聞きしたいと思います。申し訳ないですけども、坂本委員と治部委員については昨日、少しご意見をいただいたので、先に服部委員と佐々木委員からご意見や考えをいただきたいと思います。

まず、服部教育委員、どういうふうにお考えですか。

服部委員 今、そちらでつくっていただいた案で僕は結構だと思います。

石田教育長 はい、分かりました。ありがとうございます。  
佐々木教育委員、どうでしょうか。

佐々木委員 その案で結構ですが、オンラインの具体的中身があまり分からなくて、やるというのは分かるんですが、具体的に何が行われるのかがもうちょっとクリアになればいいなとは思っています。

石田教育長 オンライン学習と一くくりに言ってもいろいろな支援の仕方があります。学習のソフト面、問題であるとか、そういうものをタブレットを使って送るというようなこともありますし、実際、想定しているのは、不安で自宅で学習したいという児童生徒については、学校での授業の様子をオンラインで流して、その中で参加するという形を想定しています。

ただ、全ての学年、学級でそれができるかということ、成長過程や家庭の通信状況等もありますので、そこを目標に今後3日間かけてどのような学習支援を行っていくのかということについて確認したいと思っています。

ただ、学校休業とか学年閉鎖とかいう形になりますと、やはり今言ったような授業を、一定学校での授業を映すとか、動画配信であるとかというように形で学習支援をしていく必要があるかなというふうに考えています。

佐々木委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

石田教育長 坂本委員、昨日ご意見いただいたところなんですけれども、どうでしょうか。

坂本委員 昨日ご説明いただいた内容がすごいそのとおりで、いいかなと思っています。ただ、例えば先生がなられた場合に2週間にお休みになってしまったときに、誰がその授業をやるのかとか、隣のクラスの先生がするのかということまでお話を詰められているのか、行き当たりばったりではないな、

その都度、その都度、考えていく予定でおられるのか、教えてほしいなと思っています。

石田教育長

通常、学校で教員が欠席をするという場合には、自習計画というのがきちっと立てられていまして、それを担当している教員がいます。その教員がそれぞれの教科にどの先生が応援に行かれるかということを決めますので、その割り振り自体は同じように進むかなというふうに思っています。

ただ、その中でどういうオンライン学習を進めるかについては、先ほども言いましたように、ちょっと学年によって違いが出るかなと、オンライン学習の実施が難しい低学年とか、自分一人である程度、学習を進める高学年、中学生というような形の中で、どのようなオンライン学習にするかについては今後、検証しながら進めていく必要があるかなというふうに思っています。

坂本委員

はい。

石田教育長

治部委員、昨日、ご意見いただいたところなんですが、どうでしょうか。

治部委員

学校の持つ多様性から考えると、2学期開始の時期を少し遅らせるということはよいと思いますが、やはり開始をしていくというスタンスで考えていきたいなんて常々思います。

学業支援に関しては、ICTの活用でかなり進歩するはずだと個人的に信じています。例えばこの1年間くらいでインタラクティブも、アダプティブのほうも、個別最適化教育ですが、充実してきているので、子どもたち、学習者の特性に合わせて、ICTの機器の活用は学業支援にメリットだと個人的には考えています。それがまさにアダプティブのよいところだと思います。

その反面、やはりICTに頼るデメリットがもし、社会的なサポートネットワークの欠如だとするならば、この1年でそこも解決とは言いませんけれども、進歩してきたんじゃないかななんて思います。実際にかかなりいろいろなICT機器、バーチャル的なもので参加するみたいなツールが増えてきましたけれども、そこに参加するんだったら抵抗ないよという大人の方とか、子どもたちは結構いらっしゃいますし、あとは通学できる範囲を越えたところから参加できるというメリットもあるし、サポートネットワーク的な意味合いを込めても、ICTの活用というのは今後期待できるんだろうなと思います。なので、そういう意味でも学業の面とか、あとは

居場所としての意味合いとか、今後、ICTには期待したいなと思うところ  
です。

以上です。

石田教育長

ご意見ありがとうございます。インターネットを使ったオンライン授業  
というのは、これからもやはり多少試行錯誤しながら進めていかざるを得  
ないかなど。ただ、試行錯誤しながらもやっていかないと、今後、先ほども  
言いましたように感染状況等を考えますと、難しい状況のようなことも  
考えられるかと思えます。

それから、昨日お話ししましたように、休業をもっと延長すべきではな  
いかとか、分散登校という話もちろんあるんですけども、今、社会の  
状況の中で、保護者の方が昨年度の5月ぐらいのような休校のときみたい  
に休める状況にあるのかというと、かなりの保護者の方が出勤を余儀なく  
されているという状況で、子どもだけが家にいる期間が本当にきちっと管  
理できるのかというのは難しいと思っています。

また、学校での感染を抑えたにしろ、子どもたちが校外で自由に活動し  
たりすることによって感染がより広がることも考えられます。一定、管理  
下にある学校で生活するほうが感染においては、より未然に防止できるの  
ではないかという側面もあるのではないかなと思っています。

ただし、先ほども言いましたように、個人によって、やはり判断の基準  
はそれぞれ違うところですので、今はそういう形でオンライン等を選択し  
て、保護者の方、本人が選択して参加することについても、出席というよ  
うな形で対応していきたいと、そういうふうを考えております。ご意見あ  
りありがとうございました。

それでは、日程に戻りたいと思います。

日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願  
いいたします。

教育推進部長  
(中西)

それでは、7月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。

まず、服部委員におかれましては、神戸市シルバーカレッジの「自然共  
生社会・これからの里山保全のあり方」の講座及び兵庫県いなみ野学園、  
「兵庫が誇る日本一の自然」の講座において、天然記念物に指定されてい  
る黒川、水明台・清和台の里山等についてご紹介をいただきました。

坂本委員におかれましては、加茂小学校PTA主催の「インターネット、  
SNSの危険を知るセミナー」～こころとからだのしあわせ講座にオンラ  
インにてご参加いただいたほか、管理職選考面接にご臨席いただきました。

治部委員におかれましては、管理職選考面接にご臨席いただいております。

佐々木委員におかれましては、教育新聞社主催のオンライン対談「私たちは教育格差をどう考えるべきか」のセミナーにオンラインでご参加いただきました。

以上に加えまして、教育委員の皆様には実施計画策定に関するオンライン協議にもご参加いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、またはそれに関することでご意見とかがあったらお聞きしたいと思います。

まず、服部教育委員、何かございますでしょうか。

服部委員 すみません、特にありません。

石田教育長 服部教育委員、天然記念物の維持管理及び体験学習、生涯学習における活用のための調査業務ということで仕様書並びに見積書を頂きました。本当にありがとうございました。

一応担当課とも情報共有して、私も見させていただいていますので、これからの実施計画等でまたプレゼン等に役立てていきたいと思っておりますのでお願いします。

服部委員 はい、よろしくお願いします。

石田教育長 この内容については他の教育委員の方は資料をお持ちになっているのでしょうか。

服部委員 送っていただくようにはお願いしたんです。

石田教育長 分かりました。そしたらその辺で確認させていただいて、また各教育委員にも情報共有させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

坂本委員、何か報告ありますでしょうか。

坂本委員 私、加茂小学校のPTA主催のSNSの危険を知るセミナーということで、Zoomを使って加茂小学校のお子さん向けの講演会をさせてもらっ

たんです。20名ぐらいは、夏休みに入ったぐらいだったので、子どもさんと保護者と一緒に参加してもらって、割と双方向にやり取りをしながらやったんですが、親御さんより子どもさんのほうがZ o o mの使い方も慣れていて、割と1・2年生の子も参加していたんですけども、割と使いこなせていたんですね。なので、オンライン授業も少し大人の手は要るかとは思いますが、思っていた以上に使えているなというところと逆に使えていることが今度インターネットに簡単に繋がっていくなという危険性を感じていまして、やはりたくさんの情報があふれている中で、どれを自分は選択していかないといけないかという、インターネットと生きていくためのスキルをしっかりと覚えていってもらいたいなと思いながら講座をさせていただきました。

石田教育長

ありがとうございました。またどのようなセミナーだったかの内容もそうなんですけれども、他の学校園所にまた情報共有する機会を設けたいと思いますので、校園所長会等でまた情報提供いただけたらと思います。ありがとうございました。

治部委員、何かあるでしょうか。

治部委員

先月、教頭候補の教員面接に同席しました。そこでの感想を簡単に共有させてください。最後に、1つだけ質問をしたいななんて思っています。学校現場のリスクマネジメントについてというのが質問内容です。

まず、未来の教頭先生におかれまして、学校における様々なリスクを認識して、その上で学校運営できるマネジメントスキルの習得を教職員の方の多くには、子どもたちのためにという信念を持って指導や支援に携わっている方が多くいるのは感じます。

管理職面接の場においても、先生方、ポジティブなコメントは多く聞かれました。ただその一方、学校リスクとか課題に対する解決案だったりというリスクマネジメント的な要素のコメントは少なかった印象を受けました。リスクみたいなものを個人的にこんなものがあるというのを少し列挙、例えば開放された窓から児童生徒が転落するかもしれない可能性とか、網戸が緩んでいてそれが落下するかもしれない可能性とか、教職員による注意、叱責だったりとか、あとは不適切な指導や体罰とか、不登校児童生徒への支援とか、発達特性に起因する行動特徴へのとか、虐待を受けている、もしくは過去に受けた経験のある児童生徒への配慮、サポートとか、あとは多様な性に対する理解とか、子どものいじめ、教職員間でのいじめ、あとは教職員の業務量に関するストレスとかバーンアウトなどなど、すごく

多くリスクは考え得ると思います。子どものリスク同様に、教職員のリスクについても管理職の方にはマネジメントしていくことが望まれると思いました。

質問です。それぞれの学校で教職員の方々によって問題意識は違うと思います。学校現場でどんなリスクマネジメントを実践されているのか、もし分かれば、分かる範囲で構いませんので、この学校はこんなことをみたいなものを共有いただくことは可能ですか。

石田教育長

具体的な学校がそれぞれどんなことをしているかということについて、詳細については今、資料を持っていないのでお答えできませんが、学校現場の中では、研修会という形で、様々なリスクについて、または事象について研修会をしているというのが実際です。例えばLGBTQの研修であるとか、体育事故、水泳における事故であるとか、それから体罰とかで不適切な指導に対する研修であるとか、そういったものを多岐にわたりますので、毎回、毎年、毎年度、いろいろテーマを決めながらやっているかなというふうには思っています。

ただ、非常に多岐にわたりますので、全てについて網羅するのはなかなか難しいというのも実情です。したがって、私自身が学校現場に言っているのは、リスクの形は様々あるけれども、それを防ぐための体制、よく言われる報連相、報告、連絡、相談、必ずその事象、いろいろな事象について報告をするということとか、集団でそのリスクについてのアセスメント、ジャッジをするということとか、そういうような体制について1つのリスクからそういうことを学んでいくということは進めているところです。

それと、管理職につきましては、毎月行われている校長会、校園所長会議、それから教頭会議において、協議会という形でケース会議を行っています。実際に学校園所で起こったいろいろな事故について、どういう経緯でどういう流れだったのかということについて、実際に協議しながら進めているところです。それはリスクマネジメントとともに、起こった後のクライシスマネジメントについても協議いたしました。今年度もそういう形で教頭、校長、そして園所長、それぞれについて協議会でテーマを決めてやりました。

私どもとしては、それがいつも一方的な情報伝達ではなくて、必ず協議の場を入れる、そういうときにどういう行動を取るのか、またはどういうふうになればよかったのか、悪かったのかということについて必ず意見を出し合う場面をして振り返るようにしています。全てのリスクにおいて最善

の行動を取ることは難しいんですけれども、そうやって研修をすることによって、その感覚、アンテナを張り巡らすことであるとか、その体制について考える機会をつくっているというのが実際です。

私からは以上です。

治部委員

ありがとうございます。本当にリスクってひとえに言っても、今、教育長がおっしゃったとおりに、そうそう全て1個の研修でできるとは思えないぐらい多岐にわたるのが現状だと思いますので、今みたいな教職員の方々の学びの機会とか、あとは管理職になられた方のマネジメントに関する学びの機会とか、そういうのが充実しているのはすばらしいなと思います。ありがとうございました。

石田教育長

また教育委員懇談会とかの場面で、どのような研修を進めたのかということについては資料が残っていますので、共有する場面があってもいいかなと思っていますので、またその機会を考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

佐々木委員、何か報告はありますでしょうか。

佐々木委員

私はこれはただ聞いているだけのセミナーをちょっと聞いたんですが、対談されていたのが西成高校の山田勝治校長とあと早大の准教授、教育社会学、松岡亮二先生の対談で、両名とも有名な著書もありますところ、非常に著書内容が耳から入ってくる感じで、興味深く聞きました。内容については、ちょっとここで簡単に言えるぐらいの薄い内容ではなかったもので、またの機会にと 생각합니다。

石田教育長

ありがとうございます。私個人としても非常に興味のあるところで、西成の取組というのは私も書籍等を見たことがあるんですけれども、そのときは反貧困学習か何かというので進めておられるのをちょっと自分も知見として見たことがあるので、また機会がありましたら、ちょっと懇談会や協議会でその内容の面白かったところとか興味深いところをまた共有できたらと思います。ありがとうございました。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、議案第25号「令和3年度川西市一般会計補正予算について」であります。事務局から説明をお願いします。



教育政策課長  
(的場)

それでは、議案第25号「令和3年度川西市一般会計補正予算について」  
ご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本案は、令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予  
算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10  
条第1項の規定により、議決をいただこうとするものでございます。

補正予算額の内容につきまして、議案書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、  
第2目 民生費国庫補助金及び第17款 県支出金、第2項 県補助金、  
第2目 民生費県補助金において、令和3年度に国において、地域子ども  
・子育て支援事業の一つである「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」  
のメニューに「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集  
団活動事業の利用支援」に係る給付事業が制度化されたため、市で実施す  
るに当たり、子ども・子育て支援交付金の対象事業として国及び県それぞ  
れ3分の1が補助金として交付されることから、40万円をそれぞれ増額  
するものであります。

また、令和4年度当初から民間留守家庭児童育成クラブを開所するた  
めに必要となる施設の改修や設備の整備等を補助対象とした市補助金を決定  
した事業者へ交付するに当たり、子ども・子育て支援交付金の対象事業と  
して国及び県それぞれから3分の1の補助金が交付されることから、42  
0万円ずつ増額するものであります。

第22款 諸収入、第6項、第7目 雑入で、パルティK2内の教育支  
援センターをキセラ川西プラザに移転することに伴い、不要となる部屋の  
敷金の返還金として408万3千円を計上しようとするものであります。

歳出でございます。第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第3目 保  
育所費、05 認可外保育施設等支援事業において、歳入でもご説明しま  
した地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事  
業の利用支援に係る給付事業が制度化されたことに伴い、市で実施するに  
当たり、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない幼児で、要件を満  
たす施設等を利用した場合に利用料の一部を保護者に給付する事業である  
ため、令和3年度は対象者5名を想定し、扶助費として120万円を追加い  
たします。

同じく第5目 留守家庭児童育成クラブ費、02 留守家庭児童育成ク  
ラブ事業において、令和4年度当初から民間クラブを開所するため、令和  
3年度に事業者を公募し、決定した事業者へ市補助金を交付するための経  
費などとして、報酬では、民間事業者の選定のための委員への報酬として

6万5,000円を、需用費では、選定に係る会議での食糧費として1,000円を追加するほか、負担金、補助及び交付金において、市から交付する補助金として1,260万円を追加いたします。

次に、第10款 教育費、第1項 教育振興費、第3目 学校教育推進費では、04 学校教育支援事業において、第18節 負担金、補助及び交付金では、市立学校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の防止のための緊急事態宣言の発令・延長等により発生したキャンセル料について、修学旅行費の30%相当額を上限に市が負担するための経費として860万円を追加しようとするものであります。

同じく07 教育支援センター運営事業において、第10節 需用費では、パーティ川西へ返還する部屋の原状復旧に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の費用を追加し、第13節 使用料及び賃借料では令和3年12月末で返還することで不要となる令和4年1月から3月までの建物借り上げ料からサーバ移設費用へ流用した後の額128万円を減額するとともに、第18節 負担金、補助及び交付金では同じく不要となる管理費78万6,000円を減額しようとするものであります。

同じく09 適応教室運営事業において、現在、パーティK2内にございます学びのスペース「セオリア」の教室の場所を同じパーティK2内にございます現在の教育支援センターの事務室跡に移転するための経費を計上しております。

これにより、既存の相談室や学習室を利用できたり、スペースが広がって小学生・中学生別のスペースができることによって、学習環境を充実させることができます。また、今回のレイアウトでは事務室と教室が同じ部屋であり、一体的に運用できることによって、児童・生徒に目が届きやすくなるなど、安全性や利便性を確保することができます。そして、面積が増えることによって、感染防止のため、児童・生徒同士が一定の距離を保たなければならないコロナ禍においても、ゆとりのある受入れが可能となり、増加傾向にある利用者の拡大にも対応することが可能となります。

なお、工事内容としましては、2つの相談室の間の壁を撤去し、新たな事務室をつくることとカウンターキッチンを移設すること、小学生のスペースにカーペットを敷設することなどが主なものとなります。また、現在のセオリアのスペースよりも新しいセオリアのスペースは広がることから、賃料や管理料の予算の不足が生じることとなります。

以上のことから必要な費用といたしまして、第10節 需用費で改修工事に係る修繕料として115万8,000円を、第13節 使用料及び賃借料で賃料の不足分に係る建物借り上げ料として191万9,000円を、

第17節 備品購入費で小学生のスペースと中学生のスペースを緩やかに分ける可動式本棚等の備品購入費として34万1,000円を、第18節 負担金、補助及び交付金で管理費の不足分に係る費用として30万1,000円を追加しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

この内容については、実はこういう一つ一つの事業についての詳しい内容を教育委員協議会の中でご説明させていただいています。また、金額についても協議会の中ではありますが、今の説明で疑問点や質問があったらお願いします。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第25号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては、可決されました。

次に、日程第5、議案第26号「川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長  
(井上)

それでは、議案第26号「川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、川西市子ども・子育て会議及び川西市青少年問題協議会を統合し、川西市子ども・若者未来会議を設置するためでございます。

以下、条例の本文につきましては議案書の6ページ、新旧対照表は議案書の8ページでございます。

では、議案書8ページをお開きください。

条例の改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

まず、条例の名称について、「川西市子ども・子育て会議条例」を「川西市子ども・若者未来会議条例」に改め、第1条中「第77条第1項」の次に「及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条」を加え、「川西市子ども・子育て会議」を「川西市子ども・若者未来会議」に改めます。

次に、第2条第3号中「前2号」を「前各号」に、「子ども・子育て施策」を「子ども・子育て及び若者施策」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加えます。まず第3号として、「地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務を処理すること。」、第4号として、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3号の規定に基づく同法第34条の15第4項に規定する事務を処理すること。」を加えます。

次に、第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、第4条第1項第3号中「子ども・子育て支援」の次に「及び青少年問題」を加えます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとします。

また、以下の条例の一部につきましても併せて改正いたします。

まず、川西市付属機関に関する条例につきましても、別表教育委員会の部川西市青少年問題協議会の項を削ります。

川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例につきましても、第4条第1項中「川西市子ども・子育て会議（川西市子ども・子育て会議条例）」を「川西市子ども・若者未来会議（川西市子ども・若者未来会議条例）」に、「川西市子ども・子育て会議をいう」を「川西市子ども・若者未来会議をいう」に改めます。

川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例につきましても、第4条第1項中「川西市子ども・子育て会議（川西市子ども・子育て会議条例）」を「川西市子ども・若者未来会議（川西市子ども・若者未来会議条例）」に、「川西市子ども・子育て会議をいう」を「川西市子ども・若者未来会議をいう」に改めます。

なお、併せまして、平成27年教育委員会規則第4号「川西市青少年問題協議会規則」についても廃止いたします。

説明につきましても以上のおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

この件についても協議会で十分説明をさせていただいたと思いますが、先ほど課長が説明しましたとおり、川西市子ども・子育て会議及び川西市

青少年問題協議会を統合して、川西市子ども・若者未来会議を設置するために必要な条例の制定等をしているところでございます。

何か質問・ご意見等はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第26号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては、可決されました。

次に、日程第6、議案第27号「川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長 (橋川) それでは、議案第27号「川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼稚園規則及び川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、令和4年4月からの川西市立川西北こども園の開設に伴い、関係規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

以下、改正する規則内容につきまして、議案書14ページの新旧対照表でご説明いたします。

では、14ページをご覧ください。

第1条において、「川西市立幼稚園規則」第2条の表から川西北幼稚園の項を削除いたします。

次に、第16条の園区において、川西北幼稚園の項を削除いたします。

次に、第2条では、「川西市教育委員会公印規則」第2条関係の別表において、川西北幼稚園に備えてあります3つの公印と川西北保育所に備えてあります川西北保育所長の公印を全て廃止し、新たに川西市立川西北こども園長の印を作成いたしまして、川西北こども園長が管理するものと規定するものでございます。

なお、こちら施行日は令和4年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

先ほど担当課長からありましたように、川西市立川西北こども園の開設に伴い、関係規則を改正するということでご了解いただいているものと思いますが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第27号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては、可決されました。

次に、日程第7、議案第28号「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長  
(橋川)

それでは、議案第28号「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお開き願います。

本案は、川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、川西市立川西北こども園の開設に伴い、関係規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

以下、改正する規則内容につきまして、議案書17ページの新旧対照表でご説明いたします。

では、17ページをご覧ください。

第1条において、「川西市立保育所条例施行規則」第4条の表から川西北保育所の項を削除いたします。

次に、第2条において、「川西市立幼保連携型認定こども園規則」第3条の定員及び学級数で、川西北こども園の定員を表の右側の改正後(案)

のとおり、1号認定園児3歳児の定員を30人、4歳児を35人、5歳児を35人、2号認定園児3歳児の定員を15人、4歳児を15人、5歳児を15人、3号認定園児0歳児の定員を9人、1歳児を13人、2歳児を13人と規定いたします。

学級数の上限は、3歳児で2クラス、4歳児で2クラス、5歳児で2クラスといたします。

次に、18ページをお開き願います。

第12条の園区につきまして、現川西北幼稚園区である美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町、鶯の森町、萩原1丁目～3丁目、火打1丁目・2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目、日高町、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、満願寺、満願寺町、鶯台1丁目・2丁目川西北こども園区として新たに加えております。

なお、この規則の施行日は令和4年4月1日からといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。何か質問等ございますでしょうか。

担当課長、このこども園開設に伴って説明会を予定していたと思うんですけども、このコロナ禍の中でその説明会はどういうふうになったのか、ちょっと教育委員にご説明をお願いします。

こども支援課長  
(橋川)

8月の30、31日と現在の幼稚園に在籍する方、また保育所に在籍する方、ないし地域住民の方向けの説明会につきまして、会場での説明とZoomでの説明で実施する予定としておりましたが、このコロナの感染状況が増加傾向にあります中、このたび中止とさせていただきました。関係の保護者の方々には周知をさせてもらっているところでございます。

なお、この代替案としましては、ホームページ上に説明会の動画を掲示するように予定してございまして、その中で質問等がございましたら、また一定期間設けて質問を受け付けて、またその回答をホームページ上で公表したいということで進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長

ありがとうございました。コロナ禍ということで、Zoomでも参加を、ウェブでも参加を言っていたんですけども、会場に集まる人数がかなり多かったので、このコロナ禍の中では適切でないだろうということで担当課のほうで判断し、今の説明のような説明会にさせていただきます。

質問等については直接担当課のほうにお問合せいただいて、その回答についてはホームページにできるだけ掲載して共有するような形で進めようと思っているということです。これについて何かご質問等ありますか。よろしいですか。

坂本委員 会場ですのとZ o o mで配信するという形でしょうと思っていただけれども、会場に人を集められないのでZ o o mもやめたということですよ。

こども支援課長  
(橋川) Z o o mのほうも、Z o o mでやる場合につきましては、その日にち、3こま予定しておりましたが、3こま分、同じ説明をしないといけないという効率性のことを考えまして、このたび、いろいろな方、多くの方に見ていただけるように動画配信をしていきたいというふうに変更させてもらっております。

石田教育長 もともとウェブによる参加の人数は少なかったんです、非常に。ほぼ大部分の方が会場に来られるような状況だったので、ウェブによる開催をしても、結局一部の人しか分からないような状況になるので、それであるならば動画できちっと配信したほうが会場に来る人、またウェブで参加しようとしていた人も等しく説明ができるのではないかとということで、こういう形にしたということです。どうですか。

坂本委員 Z o o mだと双方向にやり取りができるので、その場で質問という形ができるかなというふうに地域の方で参加される方は思っていたと思うんですが、動画配信になってしまうと、それを見ての質問という形になるので、ちょっと受け取り方が変わってくるかなというところもありますので、そこら辺、丁寧に進められたらいいんじゃないかなと思っています。

石田教育長 ご指摘ありがとうございます。担当課のほうは、やっぱり双方向であることで分かりやすいということもありますので、そこら辺、より丁寧に実施していただきますようお願いいたします。

またもう一度、説明会等はする予定ですか。担当課長、今のところ、年末か何かにするんですか。

こども支援課長  
(橋川) このたびの説明会につきましては、動画のほうを9月中にホームページのほうで掲示したいなと思っておりますが、今のところ、説明会の予定は以上でございます。入園された方につきましては、また別途、来年あたり



でまた説明会はさせてもらう予定でございます。

石田教育長 分かりました。一応、入園が決まった方についての説明についてはそういう形にするということですね。分かりました。  
ほか何か質問ありますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第28号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては、可決されました。

次に、日程第8、議案第29号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長 (井関) それでは、議案第29号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本案は、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、留守家庭児童育成クラブにおいて夏季休業日の期間中のみの入所を実施するに当たり、育成料を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

以下、条例の本文につきまして議案書20ページ、新旧対照表では議案書の21ページでございます。

では、議案書の21ページをお開き願います。

条例の改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

現在、本市の留守家庭児童育成クラブでは、年度を通しての入所、いわゆる通年入所のみを可能としているところです。待機児童対策としまして、今年度に川西北小学校内の一室において、学校の夏季休業日の期間中のみの育成クラブを試行的に特別開所することとし、その対応を図っていると

ころでございますが、令和4年度から本格実施するに当たりまして、育成料の改正を行うため、条例を改正するものでございます。

第7条において、現在、通年入所の育成料の額については、児童1人につき月額7,500円としておりますが、夏季休業日の期間中のみの入所、いわゆる夏季入所について、児童1人につき7,800円という区分を新たに設けております。

また、別表第2において、通年入所の延長育成に係る育成料の額を児童1人につき午後6時半までは月額3,000円、午後7時まででは月額4,000円としていますが、夏季入所の場合は期間中、午後6時半までは3,000円、午後7時まででは4,000円というようにしております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行としておりますが、入所に関して必要な手続については、公布の日からできるようにしております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

留守家庭児童育成クラブの夏季のみの入所ということについて、これも含めて割と教育委員の中でも協議してきたところですが、何か質疑ありますでしょうか。

課長、今、先行実施している川西北小学校での夏季入所、人数等は分かりますか。

こども支援課長  
(井関)

試行実施で23名の入所というところでございます。  
以上でございます。

石田教育長

もし分かりましたら、どのような状況で活動されたか、もし得ている情報があればお聞かせいただいたらありがたいんですけども。

こども支援課長  
(井関)

申し訳ございません。聞き取りにくかったものですから、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

石田教育長

先行実施している川西北小学校での夏季の留守家庭児童クラブの活動状況はどんなふうだったか分かりますか。

こども支援課長  
(井関)

やはり夏休みというところで、熱中症とかの話もありますので、外に出られないというような機会もございましたが、特に大きな問題なく、高学

年が基本、3年生、4年生が基本的には中心というところになってきておりますので、特に大きな問題もなく運営自体はできているというところでクラブのほうからは聞いているところでございます。

以上でございます。

石田教育長           ありがとうございます。  
                          ほか教育委員の方々、よろしいですか。

坂本委員            今回、コロナのことで夏休み、2学期開始が9月1日になった場合の27、30、31もお預かりいただける流れで動いておられますか。

こども支援課長  
(井関)            夏休みのみの開所に関しましても、31日まで期間は延長するというところで現段階で動いているところでございます。ただ、9月1日から幼稚園のほうが始まりますので、今、別の教室で実施を月末までしていくという方向でちょっと調整のほうはしているところでございます。  
                          以上でございます。

石田教育長           坂本委員、よろしいですか。

坂本委員            はい、ありがとうございます。

石田教育長           それでは、よろしいでしょうか。

石田教育長           それでは、お諮りいたします。議案第29号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長           ご異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては、可決されました。

石田教育長           以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長           次回の定例教育委員会は、9月16日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

                          ただ、先ほどお話しさせていただきましたように、9月12日までの緊

急事態宣言がその後、どうなるかということについて、またご意見等をお伺いする機会をその前の週に協議会として持ちたいと思いますので、また担当から日程調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

石田教育長

これをもちまして、令和3年第13回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。どうもありがとうございました。

[閉会 午後4時05分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年9月16日

署名委員 治部陽介 ⑩

佐々木歌織 ⑩